「障害とは何か?」

~受講者の意識の変化~

・周り(社会)の環境が生

・差別や偏見、配慮不足

・みんなで変えていける

(なくしていける) もの

・できないことが多い ・助けや介護が必要な人

【受講前】 ・体が不自由

【受講後】

み出すもの

人手が 足りない

農家

相談:

農福連携

相談窓口

心のバリアフリーを目指して

群馬の飯島代表にお話を伺いました。 等研修)の進行役を務める、DET DET研修 県が主催するDET研修 (障害平

の行動を考える「発見型学習」を取り入 シリテーター)を務め、参加者同士の話 れているのが特徴。 し合いにより、問題を発見し解決のため た障害学習。障害のある人が進行役(ファ 1990年代後半にイギリスで始まっ

飯島邦敏さん

入切なのは気付きと発見

えることはしません。 にしているため、 群馬を設立しました。 すで生活する仲間2人と共にDET で生活しています。 病を患っていて、8年前から車い 40回以上のDET研修を開催 研修では『気付きと発見』を大切 約5400人が受講しています。 10万人に1人といわれる神経難 進行役が何かを教 3年前に、 自分で考え気 これまでに 車い す



受講者と対話しながら研修を進める飯島さん

農福連携の推進(施設外就労の場合)

めの方法を考えます。 修を受ける前は、障害がある人に視 はどこにあるのかを議論します。 で街に出掛けた人の絵を見て、障害 み出したものであることに気付きま 研修を受けると、障害とは社会が生 点を向けた答えがほとんどですが について考えてもらうため、 そしてその後障害を取り除くた 車いす 研

らいたいです」 でも多くの人にこの研修を受けても リアフリーを実現するために、一人 認め合い、共に生きていく社会をつ ていきます。DET研修の最終目的 会はあまりないと思います。心のバ ついて他の人と数時間も話し合う機 くっていくことです。普段、 ことで、 意識が変わり、具体的に行動する 世の中に多様な人がいることを 初めて地域や社会が変わっ 障害に

し、体制を強化しました。

い合わせ先

確保したい

福祉

など

事業所

ます。8月には、JA佐波伊勢崎

りがいが持てるなどの効果があり

設に通う障害のある人は、施設外

注窓口)がマッチングします。

障害者施設側の窓口

(共同受

で働く機会を得ることで新たなや

また進行役が必ず障害のある当事 障害があ 向けて 誰もが支え合う社会の実現に

者であることも特徴です。

付くことが大切なのです。

る人の姿に実際に触れ、

対話をしな

県が進めている、誰もが支え合

負ったり農業に参入したりしてい です。福祉事業所や障害のある人 を雇用する法人が、農作業を請け る福祉分野を結び付ける取り組み ない農業分野と働ける環境を求め う共生社会の実現に向けた施策の つに「農福連携」があります。 「農福連携」とは、人手が足り

多様な人を認め合える社会を

研修では最初に『障害とは何か』

のことが伝わると思っています」 がら進めるからこそ、受講者に多く

に2カ所目となる相談窓口を開設 027.226.3024 県庁農業構造政策 (JA) マッチング依頼・調整

◆DET研修(障害平等研修)に参加してみませんか

共同

受注窓口

日程・時間など	ど ※定員	はいずれも先着順 *は請	養形式
日程	時間	場所	定員
10月25日(金)	午後1時30分~4時30分	東吾妻町コンベンションホール(東吾妻町原町)	30人
11月14日(木)	午後1時30分~3時	高崎商科大学 (高崎市根小屋町)	60人 *
12月19日(木)	午後1時30分~3時	みどり市民体育館 (みどり市笠懸町)	60人 *

DET群馬のファシリテーター

対象 県民および県内企業に勤務する人 費用 無料

申し込み方法 所定の申込用紙 申込用紙入手先 県ホームページ (https://www.pref. 回転を) gunma.jp/houdou/d43g_00079.html) (上図からも読み取れます) 申し込み・問い合わせ先 県庁障害政策課 (四下記)

◆心をつなぐハンドブック

障害のある人とない人が支え合う共生社会を実現するため、障害 の特性や生活の中で必要な配慮などを分かりやすくまとめています。

入手先 県ホームページ(https://www.pref.gunma. jp/02/d42g_00060.html) (右図からも読み取れます) 問い合わせ先 県庁障害政策課(本下記)



回離器回

◆障害のある人向けの相談窓口

JA甘楽富岡に農福

から相談を受けたJAの依頼によ 連携相談窓口を設けました。農家

○障害者110番

障害のある人の権利侵害や日常生活における相談に応じます。

相談日・時間

- ・電話・来所相談…月~金曜日 午前9時~正午、午後1時~3時 ※祝日を除く
- ・弁護士法律相談…第1・3火曜日(原則) 午後2時~4時 ※来所相談、弁護士法律相談は、事前に相談先に連絡してください 費用無料

相談先

- **7** 027-251-1100
- \cdot FAX 0 2 7 2 5 5 6 2 7 5

〇障害者差別相談窓口

障害を理由とする差別に関する相談に応じます。

相談日・時間 月~金曜日 午前9時~午後4時30分 ※祝日を除く

※来所相談は、事前に相談先に連絡してください

費用 無料

相談先

· **5** 0 2 7 - 2 5 1 - 1 1 6 6

 \cdot FAX 027 - 255 - 6275